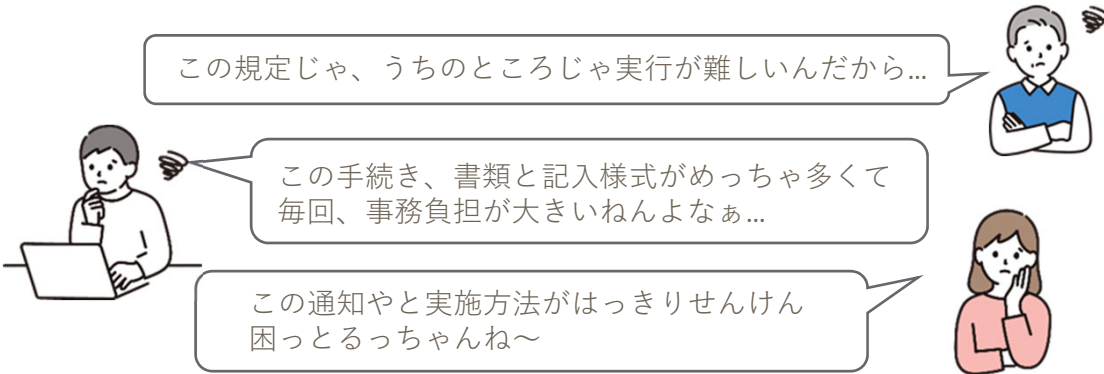


「提案募集方式」を活用して地域の課題を解決しませんか？

1. 提案募集方式とは？

地域の課題を解決するために、**地方から国に対し国の法令等（通知・要綱等を含む）の改善案を提案できる制度**です。



▶ そんな時は『**提案募集方式**』をぜひご活用ください！

提案募集方式の対象

- ◇ 全国一律基準の緩和
 - ◇ 地方への事務・権限の移譲
 - ◇ 事務の簡素化
- 等が対象

※税財源配分や税制改正、予算事業の新設、国が直接執行する事業の運用改善等は対象外

2. 提案募集方式のメリットとは？

- 各府省との調整対象となった地方からの提案は高い確率（近年は約9割）で実現しています！
- 提案した年に政府の対応方針が決定し、早いものであれば年内には支障が解消されます！
- 各府省とのやりとりは内閣府が行います！
- 地方公共団体から出向している調査員が相談を受け付けています！



改善したい業務の支障事例を見つけたら・・・

まずは、分権担当にお気軽にご相談ください！

【分権担当】 ○○○課◇◇◇係 (担当者名) ・ (担当者名)
電話：0123-45-6789 Email：×××@example.com

相談の際に、以下の事項が分かるとよりスムーズです！

- ・ 支障の内容
- ・ 改善したい内容
- ・ 制度のどこがネックになっているか



〇〇制度の見直し

提案主体：〇〇県、△△市、□□市、◇◇町

従
来

-
-

支障

-
-



見直し

提
案
実
現
後

効果

-
-

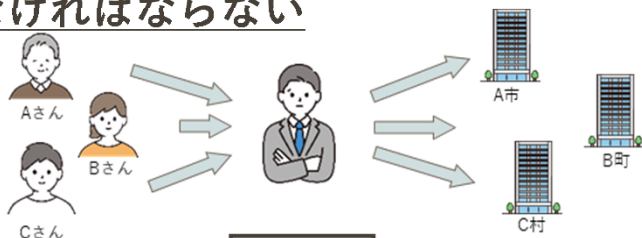


寄附金税額控除（ふるさと納税）の 申告特例通知書の電子送付を可能とする見直し

提案主体：兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県

従
来

市町村は寄附金税額控除の申告特例の申請者1人につき、寄附金税額控除申告特例通知書を1枚作成し、**申請者が居住する市町村に通知しなければならない**



見直し

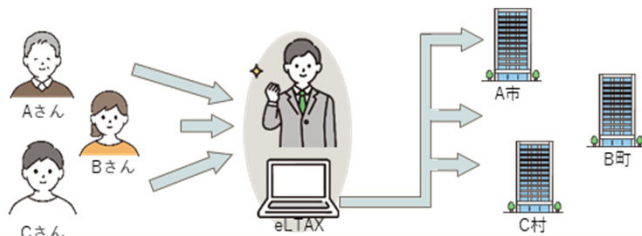
支障

通知書の作成・印刷に時間と経費がかかり、個人情報管理等の負担が大きい



提
案
実
現
後

地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用して、申請者が居住する市町村へ**オンラインでの電子送付が可能に**



効果

- 通知書作成に係る事務負担の軽減
- ペーパーレス化の実現により、通知書送付に係る郵送経費の軽減

事務の効率化と負担軽減



災害援護資金の貸付制度の見直し

(保証人不要、月賦償還、貸付利率の引き下げが可能に)

提案主体：平成29年：岩泉町 平成30年：八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町、熊本市

従
来

- 災害援護資金を借りるには保証人が必要
- 貸付利率は法律により3%に固定
- 返済方法は年払いか半年払いのみ



早く生活を立て直したいのに
貸付が受けられない・・・

支障

- 保証人を立てることが難しい
- 貸付利率が高く、借りることをためらう
- 年払いや半年払いは、月払いに比べ被災者に重い負担感

貸付の条件が
被災者にとって厳しい



見直し

提
案
実
現
後

地域の实情に応じ、
市町村が条例で貸し付け条件や返済方法を
決定できるよう裁量を拡大

- ・保証人を不要とすることが可能に
- ・貸付利率は年3%以内で条例で定める率とすることが可能に
- ・返済方法を年払い、半年払い、月払いから選択可能に

効果

地域の实情に応じた災害援護資金の貸し付け
条件や返済方法の設定が可能となり、被災者
の返済負担を軽減

きめ細やかな被災者支援へ



放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し

提案主体：提案主体：全国知事会、全国市長会、全国町村会等（のべ145団体）

従
来

放課後児童クラブの従事者
（＝放課後児童支援員）の資格と員数を
「従うべき基準」として規定

資格	保育士等の基礎資格 + 一定の研修受講
員数	支援の単位（概ね40人以下）ごとに2人以上

見直し

提
案
実
現
後

地方の創意工夫を活かすために
「従うべき基準」を参酌化



国の基準を十分参照した上で、
地域の実情に合った基準を定められる

支障

放課後児童クラブのニーズは増加するものの、
地方では人材確保が難しい



効果

- 市町村が適当と認めた方が
放課後児童支援員になることができる
- 必要な人員の体制を
市町村自らが定めることができる

サービスの質を確保しながら、
地域の実情に応じた運営の工夫ができる



国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化

提案主体：砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町

従
来

- 高額療養費の支給を申請する際、**70歳未満の被保険者は、月毎に申請書を市区町村に提出**しなければならない
- 一方で、**70歳以上75歳未満の被保険者は、**市区町村が条例等で別段の定めをすることで、**手続の簡素化が可能**

見直し

提
案
実
現
後

市区町村が条例等で別段の定めをすることで、**70歳未満の被保険者も申請手続を簡素化することが可能に**

初回申請時に口座情報を登録することで、月毎の申請を行わなくても、支給を受けることが可能に

支障

- 70歳未満の被保険者は、自己負担限度額を超えた月毎に市区町村に支給申請書を提出
- 市区町村は、提出された申請書の内容を確認する必要

被保険者、市区町村双方の負担に



効果

- 申請に係る**被保険者の負担軽減**
- 市区町村の事務負担軽減**

